

議案第57号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

加西市長 西 村 和 平

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年加西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）の改正によりスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定され、従来の体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・改正前 体育指導委員
- ・改正後 スポーツ推進委員